

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	土のう技術を身につけた若者グループが、質の高い雇用と経済的機会を得て成長プロセスに重要な役割を担えるようになる。若者グループ形成をはじめ若者起業を促進し、ケニアの重要課題である若者の雇用を持続的に創出する。
(2) 事業の必要性 (背景) * 「土のう工法」 泥でタイヤが取られ車が立ち往生してしまう箇所を、「土のう」を並べて補強する方法。現地ですぐに入りやすい袋に土を入れ人力で締める事で、車の重量を支える強度な道路に仕上げる事ができる。	ケニアの若者（15-24 才）の失業率は 17%（2012 年 ILO 算出）に達し、ケニア全体の失業率 9.2%を大幅に上回る。ケニア政府は、若者層が国家をけん引する重要な役割を果たす存在として認識する一方、その高い失業率が若者の依存体質を高め、経済の停滞、貧困の助長および国家の安全を脅かす存在であり、解決すべき重要な問題として位置付ける。同政府は、若者の失業緩和策として AGPO(Access to Government Procurement Opportunity：政府の公共事業へのアクセス政策)を掲げ、政府の公共事業の 30%を若者・女性・障害者に対して発注する体制を整えた。しかしながら、政府発注事業を受注する若者層が育っておらず、その受皿作りは十分とは言えない。本事業が実施する若者層に対する技術移転と起業促進の活動は、同政府が政策を推進するにあたり、重要な役割を果たす。 外務省の「対ケニア共和国 国別援助方針（平成 24 年 4 月）」においても、若者層を中心に深刻化する失業問題が課題の一つとされており、その課題に対する対策を日本国が支援することは、開発協力大綱の重点課題である「貧困削減」や「持続的成長」の観点から意義が大きいことが示されている。さらに、民間主導型のインフラ整備、人材育成に対する援助の意義についても示されており、土のう工法を適用した若者の雇用創出および未舗装道路整備の取り組みは、対ケニアの国別援助方針と合致する。 また、ケニアでは雨期になると、農村部では未舗装道路が泥沼化し農作物の運搬車輛の通行が妨げられ貧困に拍車をかける。市街地では雨水や生活排水が道に滞り通行を妨げ、衛生面の悪化等多くの問題を引き起こす。行政側の不十分な管理方法（重機による路面整形のみで、締固め不足で排水計画が欠如）などの理由から改善には至っていない。そこで、未舗装道路補修技術の若者に対する技術移転を通して、若者グループが人力施工の施工業者として起業し、公共事業を請負う体制を整える。さらに、土のう工法による政府発注事業が広く一般に可能となると、爆発的な土のう技術のケニア国土における普及と同時に本事業で訓練を受けた若者グループの政府発注事業の受注増加が見込まれる。ボトムアップ的に、当団体が土のう工法の技術移転を若者グループに進め、トップダウン的にケニア政府の土のう工法の事業発注体制が整うことで、若者の持続的な雇用の創出のための基盤を整える。 更に、ケニアでは公共の場でゴミを道に捨てること、車窓からゴミを投げ捨てることが日常の光景として見られる。結果、道路にはゴミが溢れ、雨季には排水の妨げになり、道路を大切に扱う意識も薄い。若者に対する未舗装道路補修訓練を行う際に近隣の小中学校で環境教育（特にゴミ）を行うことで、将来の道路ユーザーとなる小中学生の段階から公德心の高揚を目指す。 2014 年 11 月以降、弊団体がケニア政府と協働し進めてきた土のう技術の普及・定着に向けた活動の主要な成果を以下に示す。 1) <u>第 1 回／労働集約的道路維持管理者養成コースの修了式の開催</u> ケニア政府運輸・インフラ省の提案による若者 120 名のコース修了式が計画され、2015 年 8 月 14 日に実施された。本修了式には、日本政府より公使と書記官のご出席を賜り、第 2 回目のケニア政府のコース予算拠出の布石となるご支援をいただくことができた。同時に日本の援助をケニア政府に対して印象付ける重要な場となった。また、ケニア政府より運輸・インフラ省次官のご出席をいただいた。本修了式の開催によりケニア政府と協働で行う第 2 回のコース実施に向けて大きく弾みがついた。 2) <u>第 2 回／労働集約的道路維持管理者養成コース実施に向けた政府予算拠出の確約</u> 2016 年 3 月、在ケニア日本国大使館のご支援をいただき、ケニア政府運輸インフラ省の次官との協議の場で、第 2 回目の若者 190 名の訓練費用拠出の確約（予算規模約 4,200 万円）を取付けることができた。同協議には、ケニア地方道路公社および本コース実施機関の校長が出席しており、2016 年 7 月の

	コース実施に向け政府と協働で詳細計画を詰めていく予定である。 3) <u>土のう工法の仕様標準書案の政府への提出</u> ケニア政府の道路維持管理手法のひとつとして、土のう工法を国家の道路事業に採用する準備を運輸・インフラ省と共にすすめている。2016 年 5 月、同省と協議を重ね仕様標準書案を正式に提出した。今後の動きとしては、案に対するコメントの反映作業後、運輸・インフラ省次官による National Steering Committee (NSC) の場で承認されるなどのプロセスを経て、土のう工法の仕様標準化が達成される見込みである。 ケニアでは地方分権化が進められ、各郡主導で道路補修の計画・実施がなされる。本事業における土のうを使った若者に対する実地訓練も各郡で実施することが必要不可欠となる。事業の実施を通して、郡政府レベルでの土のう工法の普及・定着に努めることが肝要である。郡政府の協力を得ながら、若者と郡政府をつなぎ、若者による事業受注をめざす。 本 NPO では、本事業を今後アフリカ諸国で行うための『若者の雇用創出モデル』に位置付け、ケニアを拠点として、若者による国づくり（インフラ補修）が必要なタンザニア、ルワンダ、ウガンダ、南スーダン、ソマリア、エチオピア、など東アフリカを中心とした地域で事業を展開するための基盤を固める。
(3) 事業内容	活動 1 郡政府と協働で行う若者グループに対する道直し訓練の実施 活動 1-1：郡政府と協働で行う若者グループに対する道直しの実施 若者グループに対し、土のう工法を用いた実地訓練（3 郡、12 グループ、訓練期間：8 日間）を行う。郡政府の本訓練に対するオーナーシップを高めるため、施工場所および若者グループの選定は郡主導ですすめる。また、訓練終了後、若者グループが仕事を請負い、経験を積み重ね起業できるよう、若者グループ及び郡政府に対して助言を行う。表 2 は、3 年目（2016-2017）に実施予定の事業対象郡を示す。（実施手順：参考資料 2 を参照） 活動 1-2：郡政府と行う技術訓練終了式（または開始式）の実施 事業実施対象郡において、郡政府とともに土のう技術訓練の終了式（場合によっては開始式）を行う。本事業の広報を見据えると同時に、道路行政担当職員等を招き、今後の郡政府が発注する簡易な道路整備事業等に土のう技術を習得した若者グループの活用を促進する。また、土のう工法が道路維持管理の一手法として将来広く適用されるよう郡レベルで工法の普及を目指す。 活動 1-3：公共物（主に道）に対する公德心の高揚を目指した小中学校での出前授業の取組 ケニアでは、道路にごみを捨てるといった行動が一般にみられ、公共の場を美しく保つ等の意識が薄い。そこで将来の道路ユーザーとなる小・中学生の段階から、公德心の高揚を目的とした出前授業を事業対象郡で行う。事業実施対象郡において、教育担当部門と協議、連携し、訓練地近隣の学校を訪問する（既に教育省から許可を取り付けている）。当活動についても郡政府のオーナーシップを高めるため、学校の選定は郡主導で行う。授業後は授業の内容を実践へ繋げるべく、ゴミ箱を配布する。

	活動 2 発注に向けての準備ワークショップ 現在土のう工法を国家の道路事業に採用する準備を運輸インフラ省と共に進めている。仕様書案を運輸インフラ省の資材部局がまとめ、採択に向けての最終段階にきている。同工法が国家の仕様標準となれば、土のう工法での道路事業の発注が広く一般に可能となる。しかしすぐに実際の発注につながるとは考えにくい。具体的な発注につなげるためには発注マニュアル、応札マニュアルのようなものを準備する、発注側、応札側への周知、広報などが必要となる。KeRRA など関係者らと準備のためのワークショップを行う。 活動 3 土のう工法の普及および同工法の政府事業発注増をめざしたワークショップ 本年は、土のう技術を通じた若者雇用創出取組の 3 年目となる。引き続き同工法の普及を行うとともに、仕様標準書採択後の同工法を使った政府事業発注を促進することを主な目的とし、ワークショップを実施する。(参考資料 3 を参照) 活動 4 道路施工業者資格取得に向けた道路維持管理者養成コース準備 2016 年、ケニア政府より 190 人の若者のコース受講費用の拠出確約を取り付けたことを受け、3 年目の拠出が予定通りなされるようフォローアップを行う。本養成コースの予算が拠出されることで、若者グループが会社設立後、政府発注の道路工事の受注が可能となる資格 (National Construction Authority—国家建設局が発行する証明書) 取得に結び付く。このことにより行政発注道路事業の受注体制が整えられる。	<table><tr><th colspan="5">表 2 : 3 年間を通じた事業実施郡と予定郡</th></tr><tr><th>地方</th><th>郡</th><th>2014/14</th><th>2015</th><th>2016</th></tr><tr><td rowspan="2">コースト</td><td>タイタタベタ</td><td></td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>クワレ</td><td></td><td></td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="3">イースタン</td><td>マチャコス</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>エンブ</td><td></td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>マクエニ</td><td></td><td></td><td>4</td></tr><tr><td rowspan="4">リフトバレー</td><td>ナクル</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ボメット</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ケリチョー</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>カジアド</td><td></td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>ニャンザ</td><td>キシイ</td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ウエスタン</td><td>ブンゴマ</td><td></td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>ブシア</td><td></td><td></td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">合 計 (グループ数)</td><td>20</td><td>16</td><td>12</td></tr></table>	表 2 : 3 年間を通じた事業実施郡と予定郡					地方	郡	2014/14	2015	2016	コースト	タイタタベタ		4		クワレ			4	イースタン	マチャコス	4			エンブ		4		マクエニ			4	リフトバレー	ナクル	4			ボメット	4			ケリチョー	4			カジアド		4		ニャンザ	キシイ	4			ウエスタン	ブンゴマ		4		ブシア			4	合 計 (グループ数)		20	16	12
表 2 : 3 年間を通じた事業実施郡と予定郡																																																																						
地方	郡	2014/14	2015	2016																																																																		
コースト	タイタタベタ		4																																																																			
	クワレ			4																																																																		
イースタン	マチャコス	4																																																																				
	エンブ		4																																																																			
	マクエニ			4																																																																		
リフトバレー	ナクル	4																																																																				
	ボメット	4																																																																				
	ケリチョー	4																																																																				
	カジアド		4																																																																			
ニャンザ	キシイ	4																																																																				
ウエスタン	ブンゴマ		4																																																																			
	ブシア			4																																																																		
合 計 (グループ数)		20	16	12																																																																		
(4) 持続可能性	本事業で土のう工法を使った未舗装道路維持管理技術を習得した若者の雇用創出に向けて、ボトムアップとトップダウンアプローチで課題の解決と活動の持続性を確保する。 ボトムアップアプローチでは、若者グループに対する土のう工法の実地訓練をエントリーポイントに、技術の習得→グループ形成→起業→政府機関の道路維持管理者養成コースの受講 (グループの代表者) →国家建設局発行の証明書取得→政府発注の道路工事受注をめざす。技術を持たない若者が政府発注の事業に参入するプロセスを後押しする。本 NPO が推進する土のう工法の実地訓練では、やればできるというやる気と自信を引出し、今後ケニアの国家を背負う若者の自立と雇用を促進する。 トップダウンアプローチでは、土のう工法の仕様標準化を国家レベルで行い、ケニア全国で半永久的に適用可能な環境を整える。その結果、土のう工法による政府の道路工事発注が可能となり、本事業で技術を習得した若者グループの政府事業への参入が見込まれる。また、政府は効率的な道路維持管理技術の推進により限られた予算を有効活用し、小規模な生活社会基盤を含む道路網を持続的に整備することができる。同時に、地方分権化が進むケニアでは、郡政府単位で土のう工法の普及・定着を推進することが必要不可欠である。郡政府管理下の道路の大部分は未舗装であり、国が認めた仕様の土のう工法による整備が実際に多く採用されると考えられる。このことから、郡政府の道路関連部局を本事業の実施段階の施工場所と若者グループの選定の過程で強力に巻き込み、オーナーシップを醸成し、あわせて、土のう工法の政府公共事業の発注体制を整えることで、持続的な若者の雇用創出につなげることができる。 トップダウンとボトムアップでアプローチすることにより、土のう工法を使った道路維持管理にかかわる政府事業の発注を促し、土のう工法を習得した若者がそれら政府事業を受注し会社として成長するというシステムの構築を目指す。これらが機能することで、ケニアの重要課題である若者の雇用を持続的に創出し、国家の発展に貢献する。																																																																					
(5) 期待される成果と成果	3 つの郡、12 の若者グループに対して「土のう工法」による道直し訓練を実践する。																																																																					

を測る指標	訓練後、各グループの代表者が、ケニア政府の費用負担で行なわれる道路維持管理者養成コースで施工業者資格取得に向けた活動が展開されることを見込み、下表 3 の成果が期待できる。 表 3 活動ごとに期待される成果と指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期待される成果</th><th>成果を図る指標（事業実施後の数値） および確認方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (活動 1) 活動 1-1 - 若者グループに対して土のう工法を使った道路補修の技術移転が行われ、道路補修がなされる。 活動 1-2 - 郡政府と若者グループの橋渡しがなされる。 - 郡政府事業の若者活用がなされる。 活動 1-3 - 公共の場にごみを捨てる行為が良くないことだと認識される。 </td><td> - 道路補修距離：<u>960m 以上 (80m×12 グループ)</u> ※トレーニング終了後に計測する。 3 郡において、郡政府による訓練に必要な道路、若者の選定が行われる。 ※現場報告書による確認 2 郡以上で、郡政府が若者グループに簡易な事業を与えることが約束される。 ※現場報告書による確認 - 郡の政府機関が、若者グループに与えた事業（入札）数：<u>1 郡以上で事業（入札の機会）が与えられる。</u> ※現場報告書による確認 - 出前授業を受けた生徒の <u>70%が理解する。</u> ※出前授業後の挙手による確認 </td></tr> <tr> <td> (活動 2) 土のう工法の政府公共事業発注に必要な体制の準備が進む。 </td><td> - 具体的な発注、応札に向けての準備が話し合われ、簡易マニュアル作成などの協議がなされる。 ※議事録による確認 </td></tr> <tr> <td> (活動 3) - ケニア政府機関のオフィサーに土のう工法の理解が深まり、土のう工法による道路発注の約束がなされる。 </td><td> - ケニア地方道路公社 (KeRRA) や事業対象郡政府から、<u>土のう工法を指定した道路発注の約束がなされる。</u> (前提条件として、土のう工法の仕様標準書が政府に採択されることが前提条件となる。) </td></tr> <tr> <td> (活動 4) - ケニア政府から道路維持管理者養成コースへの予算が拠出される。 - コースを受講した若者グループが施工業者として登録される。 </td><td> - 土のう技術の実地訓練を受けた若者グループ代表者計 <u>69 名がコースを受講する。</u> ※コース参加名簿より確認 - 施工業者としての登録数：<u>12 グループの 50%:6 グループが施工業者として登録される。</u> *事業終了前のフォローアップ時に確認する。 (過去の類似案件では施工業者登録率が 20%の実績であったことを勘案し掲げた目標である。登録には費用面での経済的要因と本当にできるのかという心理的要因が重なり、若者たちにとって登録に進むことは高いハードルとなる。ワークショップでは、先行して会社登記を済ませた若者グループのリーダーたちとの意見交換会を行う。本事業で訓練を受けた若者たちに会社登録後の将来像が描けるような機会を提供し、会社の登記、施工業者登録を促進する。訓練終了後のフォローアップでは、登録に至らない要因を特定する。) </td></tr> </tbody> </table>	期待される成果	成果を図る指標（事業実施後の数値） および確認方法	(活動 1) 活動 1-1 - 若者グループに対して土のう工法を使った道路補修の技術移転が行われ、道路補修がなされる。 活動 1-2 - 郡政府と若者グループの橋渡しがなされる。 - 郡政府事業の若者活用がなされる。 活動 1-3 - 公共の場にごみを捨てる行為が良くないことだと認識される。	- 道路補修距離：<u>960m 以上 (80m×12 グループ)</u> ※トレーニング終了後に計測する。 3 郡において、郡政府による訓練に必要な道路、若者の選定が行われる。 ※現場報告書による確認 2 郡以上で、郡政府が若者グループに簡易な事業を与えることが約束される。 ※現場報告書による確認 - 郡の政府機関が、若者グループに与えた事業（入札）数：<u>1 郡以上で事業（入札の機会）が与えられる。</u> ※現場報告書による確認 - 出前授業を受けた生徒の <u>70%が理解する。</u> ※出前授業後の挙手による確認	(活動 2) 土のう工法の政府公共事業発注に必要な体制の準備が進む。	具体的な発注、応札に向けての準備が話し合われ、簡易マニュアル作成などの協議がなされる。 ※議事録による確認	(活動 3) ケニア政府機関のオフィサーに土のう工法の理解が深まり、土のう工法による道路発注の約束がなされる。	ケニア地方道路公社 (KeRRA) や事業対象郡政府から、<u>土のう工法を指定した道路発注の約束がなされる。</u> (前提条件として、土のう工法の仕様標準書が政府に採択されることが前提条件となる。)	(活動 4) - ケニア政府から道路維持管理者養成コースへの予算が拠出される。 - コースを受講した若者グループが施工業者として登録される。	- 土のう技術の実地訓練を受けた若者グループ代表者計 <u>69 名がコースを受講する。</u> ※コース参加名簿より確認 - 施工業者としての登録数：<u>12 グループの 50%:6 グループが施工業者として登録される。</u> *事業終了前のフォローアップ時に確認する。 (過去の類似案件では施工業者登録率が 20%の実績であったことを勘案し掲げた目標である。登録には費用面での経済的要因と本当にできるのかという心理的要因が重なり、若者たちにとって登録に進むことは高いハードルとなる。ワークショップでは、先行して会社登記を済ませた若者グループのリーダーたちとの意見交換会を行う。本事業で訓練を受けた若者たちに会社登録後の将来像が描けるような機会を提供し、会社の登記、施工業者登録を促進する。訓練終了後のフォローアップでは、登録に至らない要因を特定する。)
期待される成果	成果を図る指標（事業実施後の数値） および確認方法										
(活動 1) 活動 1-1 - 若者グループに対して土のう工法を使った道路補修の技術移転が行われ、道路補修がなされる。 活動 1-2 - 郡政府と若者グループの橋渡しがなされる。 - 郡政府事業の若者活用がなされる。 活動 1-3 - 公共の場にごみを捨てる行為が良くないことだと認識される。	- 道路補修距離：<u>960m 以上 (80m×12 グループ)</u> ※トレーニング終了後に計測する。 3 郡において、郡政府による訓練に必要な道路、若者の選定が行われる。 ※現場報告書による確認 2 郡以上で、郡政府が若者グループに簡易な事業を与えることが約束される。 ※現場報告書による確認 - 郡の政府機関が、若者グループに与えた事業（入札）数：<u>1 郡以上で事業（入札の機会）が与えられる。</u> ※現場報告書による確認 - 出前授業を受けた生徒の <u>70%が理解する。</u> ※出前授業後の挙手による確認										
(活動 2) 土のう工法の政府公共事業発注に必要な体制の準備が進む。	具体的な発注、応札に向けての準備が話し合われ、簡易マニュアル作成などの協議がなされる。 ※議事録による確認										
(活動 3) ケニア政府機関のオフィサーに土のう工法の理解が深まり、土のう工法による道路発注の約束がなされる。	ケニア地方道路公社 (KeRRA) や事業対象郡政府から、<u>土のう工法を指定した道路発注の約束がなされる。</u> (前提条件として、土のう工法の仕様標準書が政府に採択されることが前提条件となる。)										
(活動 4) - ケニア政府から道路維持管理者養成コースへの予算が拠出される。 - コースを受講した若者グループが施工業者として登録される。	- 土のう技術の実地訓練を受けた若者グループ代表者計 <u>69 名がコースを受講する。</u> ※コース参加名簿より確認 - 施工業者としての登録数：<u>12 グループの 50%:6 グループが施工業者として登録される。</u> *事業終了前のフォローアップ時に確認する。 (過去の類似案件では施工業者登録率が 20%の実績であったことを勘案し掲げた目標である。登録には費用面での経済的要因と本当にできるのかという心理的要因が重なり、若者たちにとって登録に進むことは高いハードルとなる。ワークショップでは、先行して会社登記を済ませた若者グループのリーダーたちとの意見交換会を行う。本事業で訓練を受けた若者たちに会社登録後の将来像が描けるような機会を提供し、会社の登記、施工業者登録を促進する。訓練終了後のフォローアップでは、登録に至らない要因を特定する。)										

(様式 1)

	本事業を通じた直接裨益者数： 300 人（訓練対象者） 間接裨益者数： 12 ヶ所×周辺住民 2 千人＝2.4 万人	